令和７年８月 25 日

高等学校教員向けリーフレット
「高校の先生に知ってほしい　特別支援教育のこと」について
特別支援教育課

１　主旨

中学校特別支援学級卒業者の約８割（R6 79.0%）が高等学校に進学する中、すべての県立高等学校に発達障がいの診断等がある生徒が在籍しており、高校における特別支援教育の充実が喫緊の課題となっている。

すべての教員に対し特別支援教育に係る理解と支援力の向上を図るため、今回初めて、高校での特別支援教育の基礎的な情報を周知するためのリーフレットを作成した。

（参考）高等学校における特別な支援が必要な生徒の状況

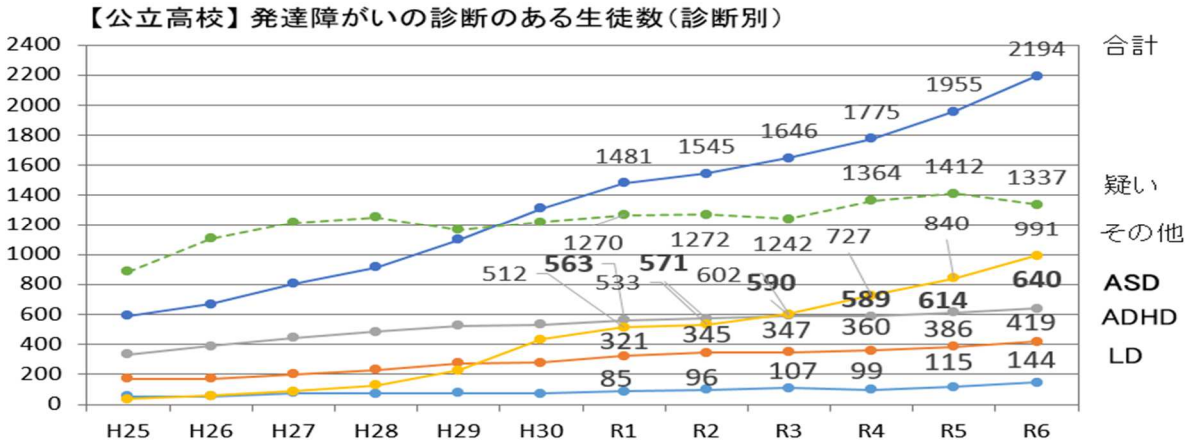

２　リーフレットの特徴

○ 高校におけるインクルーシブ教育の理解促進と支援体制の充実が目的
○ すべての高校教員に知ってほしい発達障がいの理解及び支援方法等の基礎知識を掲載
○ 校内支援体制とチーム支援の例示や特別支援学校による高校への巡回支援、相談窓口、合理的配慮の実践事例が検索・閲覧できる外部機関のデータベースの紹介等を掲載

３　リーフレットの活用方法

○ 高校特別支援教育コーディネーターによる職員研修の資料としての活用
○ 学年会、教科会等、個別の生徒への支援、指導に係る職員の会議での活用

【参考】高校の特別支援教育に関する現在及び今後の取組

（１）特別支援学校の高校巡回職員・専門性サポートチームによる高校への支援・助言
（２）特別支援教育地区別協議会（10 地区）の複数回実施。事例検討等の充実
（３）特別支援教育に係る教員の支援力向上
　① 特別支援学校と高等学校の人事交流の促進
　　・高校の教員が特別支援学校で勤務した後、高校へ戻り高校の特別支援教育推進の中核を担う。
　② 校内研修の充実
　　・校内研修で活用可能な事例等を記載したリーフレットを高校へ継続発信
（４）多様な教育的ニーズに応じるための仕組みの検討
　① 新たな高校への通級指導教室の設置（北信地方）
　② 高校への特別支援学校高等部分教室の設置

高校 特別支援教育リーフレット

高校の先生に知ってほしい　特別支援教育のこと

～特別な支援を必要とする生徒のよき伴走者として～

「周りの生徒とトラブルが多い」「授業中に立ち歩いてしまう」等の行動をとりがちな生徒は「困った生徒」でしょうか、それとも「困っている生徒」でしょうか。

このような特徴を示す生徒の中には発達障がいのある生徒がいることがあります。そのような場合、生徒は授業中に怠けたりふざけたりして学習を避けているわけでも、決してわざと先生を困らせたくて立ち歩いているわけでもありません。生徒には困っている理由があります。

ＬＤ（学習障害）、ＡＤＨＤ（注意欠如・多動症）、ＡＳＤ（自閉症スペクトラム障害）等の発達障がいの特性を私たちが正確に理解し、適切に指導・支援することで、生徒一人ひとりが安心して学校生活を過ごすことができ、二次障がいの回避にもつながります。

一次障がい（主障がい）→	二次障がい
ＬＤ	情緒不安定
ＡＤＨＤ	自信喪失　⇒　反応行動・非社会的行動
ＡＳＤ	行動面の困難、偏り

※回避することができます

≪支援の例≫

教室内での整備	生徒への働きかけ	授業構成のあり方	板書などの工夫
黒板周りの視覚情報の精選	一人ひとりへ肯定的な表現での声掛け	目標、内容についての見通しの明示	文字の色により使い分ける意味の説明

私たちの適切な指導・支援は、生徒に自己肯定感の向上や自分の未来を切り開こうとする意欲をもたらし、卒業後のよりよい社会参加や自立の一歩にもなります。また、特別な支援を必要とする生徒と周囲の生徒がともに学び合い、高め合い、支え合う**インクルーシブな教育の**実現を目指すことは共生社会の形成につながります。

教師に求められる力（イメージ）

教科指導を通して

教材や授業展開に高い専門性をもち、授業を通して、生徒一人ひとりの自己肯定感を高め学力を伸ばす。

生徒指導を通して

互いを認め合い、高め合い、支え合う学級、集団づくりを通して、生徒一人ひとりが互いの存在を大切にする力を伸ばす。

特別支援教育を通して

生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援と必要な指導を通して、生徒がもつ力を伸ばす。

自立・社会参加に向け
生徒のもてる力を
最大限に引き出す

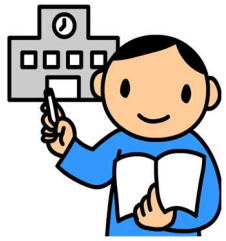

Ⅰ　主な発達障がい（ＬＤ、ＡＤＨＤ，ＡＳＤ）の　特性と対応例

「発達障がい」とは、心身の発達に遅れがあるという意味ではなく、社会性や行動面、学習能力など、ある特定の領域に困難さがみられ、生徒一人ひとりが不利を被ることを意味します。個人差はあるものの、発達の素地に凸凹があり、それが他の生徒よりも大きいため、独特の「見方」「捉え方」「感じ方」をすることがあります。

これらは脳の働き方に特性があることによって生じると考えられており、**決して本人の努力不足や育ってきた環境の問題ではないことを**理解しておくことが大切です。

1　**ＬＤ（学習障害）**　…公立高校では約 0.35％の生徒が該当　（R6 年度 県教委調べ）

・読む、書く、聞く、話す、計算する、推論する力のうち、特定分野の習得に著しいアンバランスがあります。

特性	考えられる対応例
●知的発達に遅れはないが、学習に必要な基礎的な能力のうち、１つないし複数の能力について、習得が難しかったり、うまく発揮することができない場合がある。	☆板書事項に沿ったワークシートを活用する。（読む・書く） ☆学習に支障のない箇所には漢字に振り仮名を付ける。（読む） ☆ＰＣ、タブレット端末等の代替機器の活用を認める。（書く・話す） ☆学習目標達成に向けてスモールステップを設定する。（推論する）

2　**ＡＤＨＤ（注意欠如・多動症）**　…公立高校では約 1.01％の生徒が該当　（同）

・不注意、多動性、衝動性により、学習や社会的な活動に支障をきたす場合があります。

特性	考えられる対応例
●集中を継続させる時間が短いために、しなければならないことに取組む時間が短くなってしまう。 ●刺激に対してすぐに反応し、そこに集中してしまう。 ●根気が続かないので、学習内容が積み重ならない。 ↓ 困難が行動面に現れ、叱られることなどにつながりやすい。 ↓ 二次障がいの要因に	☆先順をリストアップする。 ☆これだけは○日までに取り組む等、事前に見通しがもてるようにする。 ☆余分な刺激で注意がそれないように教室環境を整える ☆簡潔に短く話す。（くどくど言わない） ☆活動の単位は短くする。（一指示一行動） ☆授業では活動形態を適度に変化させることで、その都度、集中を高められるような展開を心掛ける。 ☆望ましい行動が見られたときは、すかさずプラスの評価をし、方法や言葉掛けに配慮しながら伝える。

3　**ＡＳＤ（自閉症スペクトラム障害）**　…公立高校では約 1.54%の生徒が該当　（同）

・広汎性発達障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群を含む概念です。

・「社会性と対人関係」「コミュニケーションのとりにくさ」「行動と興味の偏り」があります。　他人の気持ちを読み取るのが苦手、興味や関心の幅が狭い、感覚に偏り（過敏、鈍麻）がある、特定のものにこだわる　等

特性	考えられる対応例
●行動に見通しがもてないことへの不安が強い。 ●言葉の意図や文脈の読み取りが苦手。 ●相手の気持ちを想像する、言葉で自らの気持ちを説明することが苦手。 ●特定のことにこだわる傾向がある。	☆授業の流れを示し見通しがもてるようにする。 ☆手順を示す。 ☆ルールを明確にする。 ☆伝えたい内容を視覚化する。 ☆あいまいな表現を避ける。 ☆次のようなポイントで声掛けをする ・自ら気付く、褒める、自信につなげる。 ・ＣＣＱ（Close：近づいて Calm：穏やかに　Quiet：静かに） ※　口頭で何度も説明する、大きな声で叱責することは逆効果となり、二次障がいになってしまうことがあります。

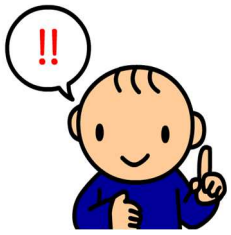

Ⅱ　合理的配慮の提供　本人等の申し出だけでなく、教師の気付きもきっかけとなります。

「**障害者差別解消法**」（平成 28 年 4 月施行）により、学校の設置者及び学校に**「合理的配慮」の提供**、すなわち、障がいのある生徒が他の生徒と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、必要かつ適当な変更・調整を行うことが求められています。

☑ 合理的配慮は一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズを踏まえて個別に決定されます。その提供は体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものです。

☑ 合理的配慮は、他の生徒よりもカリキュラムを易しくしたり、基準に達していなくても合格にしたりするといった基準を変えることではありません。評価の基準は他の生徒と同様に取り扱いますが、生徒が必要とする支援の実状に応じて、評価の方法を変えたり、理解をしやすく環境を整えたりすることです。

保護者とのかかわりのポイント　※　生徒の「よさ」に目を向けましょう。

◇じっくり聞く姿勢を示し、○か×だけでなく**「建設的対話」**による合意点を見出しましょう。

◇保護者が大切にしている子どもとの経験や知恵を教えてもらい、取り入れてみましょう。

参考　**『合理的配慮実践事例集』（長野県教育委員会　H29.3）**

小中高等学校における実践事例やワンポイント配慮などを掲載

長野県教育委員会ホームページから全編ご覧いただけます。

長野県教委 合理的配慮

Ⅲ　校内支援体制とチーム支援

学校体制で行う特別支援教育

全職員が対象となる生徒を理解し、支援にあたることができる体制を整えることが必要です。

☑　学校全体でサポート

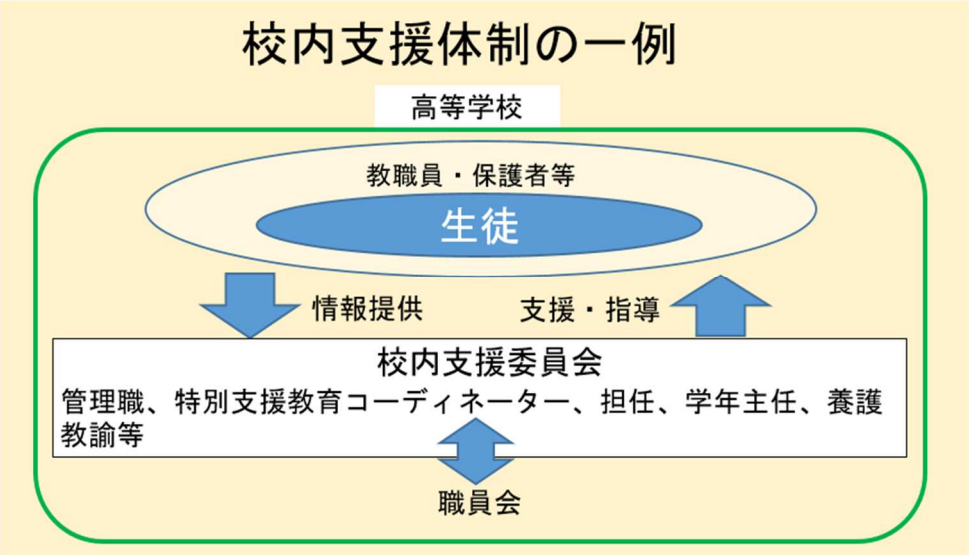

校内支援体制の一例です。校内支援委員会とは、管理職や特別支援教育コーディネーターが中心となり、気になる生徒の支援や指導を考えるための校内組織になります。校内支援委員会の考えた支援や指導をもとに校内の先生方で対応していくことが、校内支援体制になります。ただし、校内支援委員会の他にも、ケース会議や関係者会議などで話し合われ、支援指導につなげたり、学年会や職員会などを通して、他の先生方へ共有されることもあります。

☑　生徒の困難さをチームで共有

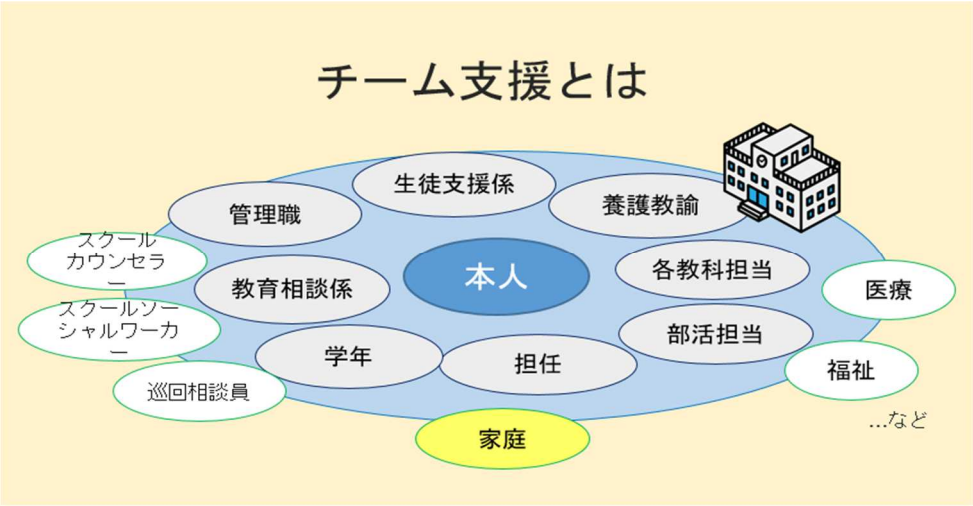

チーム支援とは、対象の生徒や事象にかかわるメンバーでチームを組み、支援や問題解決にあたることです。校内支援体制（既存の分掌）を活かして、その時々でメンバーを構成します。

Ⅳ　高校における通級による指導

通級による指導とは、通常の学級に在籍し、大半の授業を通常の学級で受けつつ、障がいによる学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために通級指導教室で受ける生徒一人ひとりに応じた特別指導のことです。

指導内容　○自立活動（コミュニケーション、人間関係の形成等）
- 発達の偏りによる生きにくさ・学びにくさを改善・克服
- 発達の進んでいる側面を更に伸ばし、遅れている側面を補う

※単なる補習授業として行うことはできません。

「個別の教育支援計画」等にまとめ、その生徒に将来かかわる人々と共有します。

Ⅴ　特別支援学校高校巡回職員による高校への巡回支援

高校巡回職員は、通級による指導を実施している高校を定期的に巡回し、助言や支援を行います。さらに、それ以外の高校についても要請に応じて巡回支援を行います。

高校巡回職員の配置のない地区においては同じ地区の特別支援学校の「専門性サポートチーム」（教育相談担当等）が、高校の要請により実情に応じて巡回支援を行います。

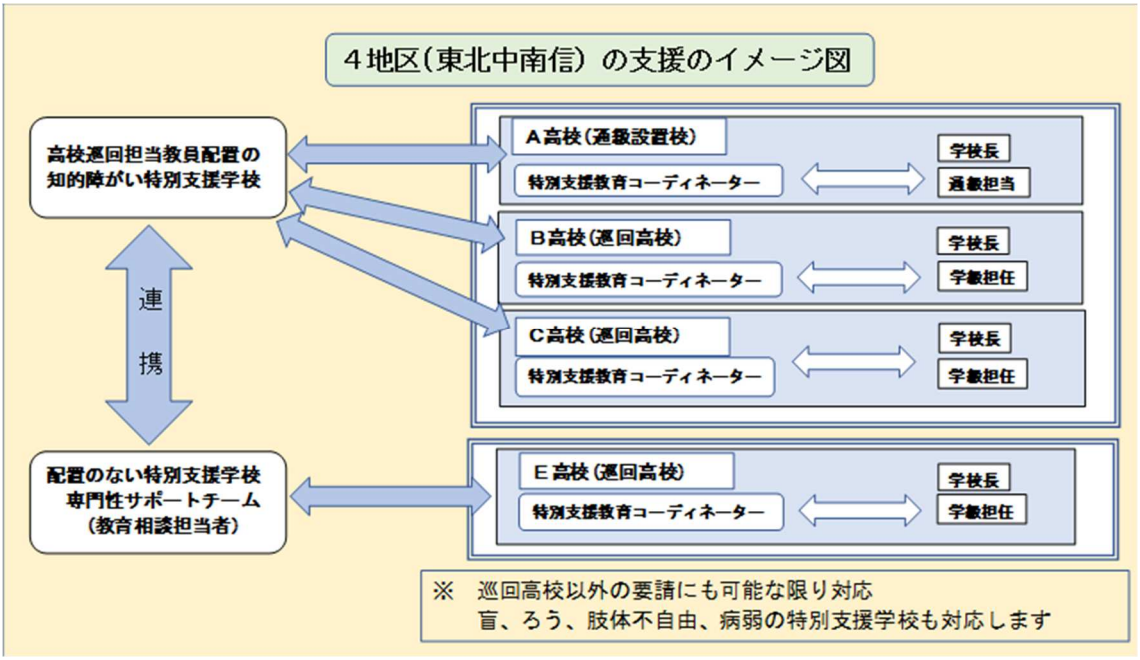

具体的な支援内容

①　校内支援
- 高校の特別支援教育コーディネーター、学級担任、養護教諭等への助言・支援
- 特別支援学校のノウハウを活かした就労に関する支援
- 職員研修での支援（ソーシャルスキルトレーニング、実践的対処方法等）

②　外部連携支援
- 卒業後の切れ目のない支援に向けて、関係機関（福祉、労働、医療、教育等）との情報交換や引継ぎ、支援会議開催への助言、支援等

Ⅵ　外部の専門機関との連携　一人で抱え込まずに、相談しながら対応を考えましょう。

特別支援学校		障害者総合支援センターなど	
長野盲学校	026-243-7789	佐久障害者相談支援センター	0267-63-5177
長野ろう学校	026-241-5320	上小圏域障害者総合支援センター	0268-28-5522
長野養護学校	026-296-8393	諏訪圏域障がい者総合支援センター オアシス	0266-54-7363
飯山養護学校	0269-67-2580	上伊那圏域障がい者総合支援センター きらりあ	0265-74-5627
稲荷山養護学校	026-272-2068	飯伊圏域障がい者総合支援センター ほっとすまいる	0265-24-3182
若槻養護学校	026-295-5060	木曽障がい者総合支援センター ともに	0264-52-2494
上田養護学校	0268-35-2580	松本圏域障害者相談支援センター　Wish	0263-26-1313
小諸養護学校	0267-22-6300	松本圏域障害者相談支援センター　ぴあねっと	0263-73-4664
松本盲学校	0263-32-1815	大北圏域障害者総合支援センタースクラム･ネット	0261-26-3855
松本ろう学校	0263-58-3094	長野圏域障害者総合支援センター	026-286-7715
松本養護校	0263-59-2234	北信圏域障害者総合相談支援センター ぱれっと	0269-38-0774
安曇養護学校	0261-62-4920	上小地域障害者就業・生活支援センター	0268-27-2039
木曽養護学校	0264-22-3553	松本圏域障害者総合相談支援センター あるぷ	0263-73-4664
寿台養護学校	0263-86-0046	長野圏域障害者就業・生活支援センター	026-214-3737
伊那養護学校	0265-72-2895	飯伊圏域障がい者就業・生活支援センター	0265-24-3182
飯田養護学校	0265-33-3711	佐久圏域障がい者就業・生活支援センター	0267-66-3563
諏訪養護学校	0266-62-5600	上伊那圏域障がい者就業・生活支援センター	0265-74-5627
花田養護学校	0266-28-3033	ほくしん圏域障害者就業・生活支援センター	0269-38-0615

Ⅶ　外部の専門機関のデータベースの活用

インクル DB（インクルーシブ教育システム構築支援データベース）は、文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」に基づいて、特別支援教育や合理的配慮の実践事例を共有・活用するためのオンラインデータベースです。

DB を活用した研修プログラムや相談コーナーなどもあります。

インクル DB の公式サイトはこちらです →　https://inclusive.nise.go.jp/

※「インクル DB」で検索

「合理的配慮」実践事例データベース（計 590 件）

・コミュニケーション及び日常生活リズムに課題のある生徒への指導
・感情のコントロールが激しい生徒の行動変容を促すための支援
・ADHD の生徒に対する合理的配慮
・自閉症の生徒に対する就労支援　　など高校を含む全国の様々な事例が検索・閲覧可能

発行　令和７年８月　長野県教育委員会事務局　特別支援教育